

宮宿小学校「地域学校協働本部」イメージ図

R3. 1 1 現在



学校 「明るく かしこく たくましく ふるさとを愛する子ども」

WIN & WIN

地域 「異世代間交流 地域「宝」継承 地域活性化」



KeyWord

～夢と創造～

共同スタッフ(学校)

共同スタッフ(地域)

学力向上

- ・ 専門的知識・技術
- ・ 個別指導の充実 等

体験活動の充実

- ・ 地域情報収集
(自然・歴史・文化・人々等)
- ・ 児童の安全確保

情報発信



地域活動推進員

中部公民館長



「協働」スタッフ

- ・ 学習支援 (教科学習・校外学習・学校行事 等)
- ・ 登下校見守り、環境整備 等

「郷動」スタッフ

- ・ 地域情報発信
- ・ 異世代間交流
- ・ 地域イベント企画 等

協議(情報交換・意見交換): 校長・学校並びに地域コーディネーター・地域代表

- ① 年間事業計画 (年度始め: 5月)
- ② 事業中間評価 (2学期中期: 10月)
- ③ 事業年間評価・次年度への引き継ぎ (年度末: 2月)



情報収集と蓄積・情報発信: 主に学校並びに地域コーディネーター

- ① 学校ニーズに応じた地域情報の収集 (自然・歴史・文化・産業・人々等) 蓄積
- ② 地域ニーズ収集並びに学校との調整 (地域イベント参加・お便り配付等)
- ③ 事業評価の発信 (児童の学習成果・協働活動の様子 (写真やお便り、HP) 等)

情報発信・成果と課題

情報提供・評価・助言

宮宿小学校「学校運営協議会」

宮宿小学校「地域学校協働本部」設置要綱

第1条 (名称並びに事務局)

本組織は、「宮宿小学校地域学校協働本部」と称し、事務局を宮宿小学校内に置く。

第2条 (目的)

本組織は、宮宿小学校区内において、学校の教育方針・目標に基づき、地域と学校が連携・協働しながら教育活動を実施し、子供たちの学力や生きる力、郷土を愛する心等を育むことを目指す。

また、子供たちとの豊かな関わりを通して、地域内の異世代間交流や地域の「宝」継承等が進められ、地域活性化に資することを目指す。

第3条 (構成員)

本組織は、以下に示す組織や団体等に所属する宮宿小学校学区民等をもって構成する。

- | | | |
|-----------------------|-------------|----------------|
| (1) 教職員 | (2) 保護者 | (3) 中部地区区長会 |
| (4) 中部公民館長 | (5) 民生児童委員 | (6) 交通安全協会 |
| (7) つむぎの会・星の会 | (8) アップルランド | (9) かぼちゃっこ見守り隊 |
| (10) 放課後子ども教室「きらきら教室」 | | (11) 末吉良ボーイズ |
| (12) 朝日町ボランティアの会 | (13) スポ少関係者 | |
| (14) その他、民間団体や任意組織 | | |

第4条 (事業)

本組織は、第1条の目的を達成するために、以下に掲げる活動を実施する。

- | | | |
|-----------------------------|--------------|---------------|
| (1) 学校支援事業 | (2) 家庭教育支援事業 | (3) 児童の安全確保 |
| (4) 環境整備 | (5) 地域活動 | (6) 情報収集並びに発信 |
| (7) その他、第1条の目的を達成するために必要な事業 | | |

第5条 (組織)

本組織は、次に掲げる構成員により組織する。

- (1) 役員は、第3条に示した組織や団体等の代表者並びに宮宿小学校校長、地域活動推進員をもって構成する。
- (2) 教職員のコーディネーターは地域活動推進員、地域住民のコーディネーターは中部公民館長をもって充てる。
- (3) 本部長は、区長会会長をもって充てる。

第6条 (代表者会)

- (1) 本組織は、第3条に示した組織や団体等の代表者、学校関係者(校長・地域活動推進員)により構成される代表者会を年2回開催(5月・2月)、また、学校関係者・中部地区公民館長により構成される事務局会を年1回開催(10月)し、活動計画立案・中間評価・最終評価等を実施する。
- (2) 代表者会は、本部長が招集し、議長を務める。また、必要に応じ、臨時代表者会を招集することができる。
- (3) 代表者会において協議された事項については、学校運営協議会にも周知するとともに、学校運営協議会からの情報提供並びに助言等についても代表者会に反映させるものとする。

第7条 (予算経費)

- (1) 本部事業の趣旨に沿った諸活動に係る必要な諸経費を「特色ある学校づくり」予算より支出する。

第8条 (遵守事項)

- (1) 構成員は、児童その他関係者の個人情報の保護に万全を期するものとし、活動の実施を通して知り得た情報等については守秘義務を負うものとする。

附則 この要綱は、令和3年6月30日から施行する。